

## ピンクシャツデー2018 神奈川推進委員会規約

### (目的及び名称)

第1条 「多様性を認め合い、共に生きるいじめのない神奈川、いじめの傍観者にならない神奈川」の実現に向け、「ピンクシャツデー2018 in 神奈川」の取組みを社会に発信し、広く普及することを目的として、「ピンクシャツデー2018 神奈川推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を組織する。

### (事業)

第2条 推進委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 「ピンクシャツデー2018 in 神奈川」の企画、運営等に関する事。
- (2) 「ピンクシャツデー」の普及に関する事。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項に関する事。

### (構成)

第3条 推進委員会は、第1条の目的に賛同し、第2条の事業に参画する意志を有する者により構成する。

### (役員及び職務)

第4条 推進委員会には、推進委員長、副推進委員長及び監事を置くほか、特別推進委員を置くことができる。

- 2 推進委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副推進委員長及び監事は、推進委員長が指名する。
- 4 推進委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副推進委員長は、推進委員長を補佐し、推進委員長に事故があるとき、又は推進委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、推進委員会の業務を監査する。
- 7 特別推進委員は、専門的見地、幅広い視点から会務に助言するほか、取組みの強い推進力となるなど、第2条の事業の進捗を図るため、必要に応じ推進委員長が指名する。
- 8 役員の任期は、推進委員会が解散するまでとする。

### (特別顧問等)

第5条 推進委員会に、取組みの効果的な展開を図るため、次に掲げる特別顧問、参与及びオブザーバーを置くことができる。

- (1) 特別顧問は、県民に広く知られる存在で、その知名度と信用力をもって取組み普及の象徴となる。

- (2) 参与は、各界の責任ある立場等にあつて、事業者等への普及の支えとなる。
- (3) オブザーバーは、関係行政部門等の職員等で、次条の会議への出席等を通じて助言、提言を行う。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ随時開催する。

- 2 会議は、推進委員長が招集する。
- 3 会議は、委員の過半数の出席（委任状含む）をもって成立する。
- 4 推進委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 次に掲げる項目は、会議で承認を得なければならない。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 名誉推進委員長、名誉顧問及びオブザーバーの設置
  - (4) 委員の追加

(経費)

第7条 第2条に掲げる事項に要する経費は、協賛金及びTシャツ等の販売収入をもって充てる。

- 2 事業終了後、余剰金は、認定特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド（以下「神奈川子ども未来ファンド」という。）が実施する課題助成「いじめ・貧困・児童虐待防止」枠にて神奈川県内のNPO助成に活用することとし、神奈川子ども未来ファンドに寄付する。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務を処理するため、神奈川子ども未来ファンド内に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附則

この規約は、平成29年12月12日から施行する。

附則

この規約は、平成30年1月11日から施行する。

附則

この規約は、平成30年1月19日から施行する。